

禁止など
⑤ 飲食物に係る生産者・実業者等引恤の行政等による設定など
⑥ 宅地開発等指導費額、ふく露理制の免許、景觀条例など

5 政策評価制度の在り方にに関する最終報告（抄）

- 1 公的規制の目的
公的規制は、国民や企業の自由な活動に任せていたのでは、国民生活の安全が損なわれる、商業経済の健全な発展が望めないので問題が生じるおそれがある場合に、公共の監視に着手する特定期の政策目標を達成するために、一定の活動を禁じたり、活動に先がけて行政府の許可、認可などを得なければならぬなどの制限を加えなければならないものである。
公的規制が課される目的を、国民や企業の自由な活動に任せていた場合に生ずる主な問題ごとに分類すると、
 - ① 自由な活動に任せているは、安全の確保、環境の保全などが十分に図られなくななるか、これを回避する目的で政府が何らかの規制を行なう場合（外傷不経済の回避）
 - ② 財やサービスを生産・提供する側の規制が消費者が十分に得られないために被る不利益を防ぐ目的で、政府が何らかの規制を行なう場合（供給の不安定性による不利益の回避）
 - ③ 規制の利益が存在する場合、自由競争に任せているは最終的に市場が壊滅され、価格決定やサービスの提供の面で消費者が不利益を被る結果となるので、こうした事態を避けるため、政府が特定の事業者に参入を認め、一方、価格やサービスの提供等についても規制を行う場合（規制の和解が行なることによる不利益の回避）
 - ④ 電気事業法、ガス事業法の規制
 - ⑤ 健康産業の育成や環境産業の円滑な構造転換など、産業の健全な育成を図るため、政府が基本的な規制などを打ち場合（産業の健全な育成）
 - ⑥ 製造業の競争の調整と安定を図ることにより、消費者の家計の安定と生産者の所得の確保を行う場合（産業競争力の維持、強化と國土・環境保全などの農業・農村の公益的機能の維持）
 - ⑦ 主要電糧の供給及び価格の安定に関する法律の規制などが考えられる。

- II 政策評価の標準的な方法の導入及び実施の在り方
- 1 事業評価の導入及び実施の在り方
(5) 各行政分野等における評価の導入及び実施の在り方
- 二 規制
- (ア) 規制の評価の必要性
規制は、国や地方が監視主体が国民の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するものであり、行政の方が監視主体における重複的な政府手続の一つとなっている。しかし、規制は、規制は、国民の権利が制限され、義務が課せられるなど国民生活や社会経済に大きな影響を及ぼすことになると、多額の財政支出を伴なう場合にも、規制を受ける者の活動を過度に制約したり、国民にとって潜在的に大きな負担を生ぜさせる可能性を持つものもあると指摘されている。
 - このため、規制の折段・見直しにおいては、どのような目的の実現のために規制を行なうのかを明らかにし、そのための規制の効果がいかなどについて前の時点で評価を行い、これを国民に対して明確にすることが必要である。
 - 我が国の規制緩和推進3か年計画（平成12年3月閣議決定。以下、「3か年計画」という。）においても、「各府省庁が行政府の規制について、新設・改正・廃止を含め、その効果と負担についての説明責任を果すことが課題として、政策評価機関の充実・強化という観点を踏まえ、検討を進めること」とされており、規制評価の導入に当たり、規制の評価への取組が緊要の課題となっている。
 - (イ) 海外国における規制の実態の現状
諸外国の状況を見てみると、米国、英國、オーストラリア、カナダ等においては、規制の新設・見直しに当たり、事前の時点で評価を行なうことされている。その際、一定の仕組みの下で、規制の影響に関する分析の具体的な内容や対象、手段などの仕組みは国によって様々であるが、規制の影響に関する分析の説明、規制の新設・見直しに伴って発生する社会における便益や費用基本的には、規制の必要性の説明、規制の新設・見直しに伴て発生する社会における便益や費用の推計、便益が費用を上回っていることの説明、他の代替案との比較、適正な手段が選択されていることの説明などが行われている。
 - ただし、諸外国の事例によれば、必ずしも金額的に定量的な分析が行われているわけではないが、規制の影響のうち、特に規制遵守費用（compliance cost）については、定性的に示されている例も多い。

このような規制の影響に関する分析の取組については、米国においては、特に安全、健康、環境の分野で進んでいますが、分析の対象については、年間1億ドル以上の影響をもたらす重要なものが

- (ウ) 我が国における規制の評価をめぐる状況
我が国では、規制緩和を進める一環として、規制の新設を抑制する観点から、3か年計画に基づいて次のようないくつかの規制の新設審査が実施されている。
- (1) 各省庁は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、(i)規制の必要性、(ii)規制により期待される効果、(iii)規制により予想される国民の負担等について検討し、検討結果を毎通常国会終了後速やかに国民にわかりやすく公表する。
 - (2) 内閣法制局、経済行政管理局及び大臣直属会計局は、規制の新設について、それぞれの所轄事務に基づき性格な審査を行う。
- 政策評価の視点から、このよろづやくは組みにおける検討の取組を見ると、必要な情報・データの収集や評議手法等に関する研究・開発などが進んでいないため、規制の影響に関する十分な分析が行われておらず、規制の影響に対する研究・開発などが必要である。例えば、規制の基礎的な項目である規制遵守費用を把握するための情報・データの収集も十分に行われていないのが実情である。また、評議手法やその適用に関する知識や技能の蓄積が不足していることも含めず、具体性や幅り下げる面で不十分であるとの指摘もある。
- (エ) 規制の評価に対する考え方
以上のことから、我が国において規制の評価への早急な取組が必要な時刻に来ているものと考えられ、各総務省においては、評議に必要な情報・データの収集を進め、可能な限り規制評議会に取組んでいくことが重要である。
- その際、規制遵守費用を可能な限り定量的に推計したり、規制の便益や費用の帰属先を把握することなどから取組み、規制の評議会に対する理解や評議を推進していくことによって、評議の質の向上を図ることが求められる。また、規制の評議手法等に関するケース・スタディ等を行なうながら調査研究を進めたり、試行的・試行的評議を行っていくことも重要である。
- このよろづやくは組みにおいては、新規の規制で、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや諸外国で実施の蓄積があるなどを優先的に取り上げていくことが考えられる。
- 以上のような取組においては、規制の評議の仕組みの具体的な在り方について、早急に検討し、その具体化が求めることも重要な課題である。
- さらに、こうした規制の評議の進展を踏まえつつ、規制の新設審査における検討内容等の充実を図ることも求められる。

6 政策評価に関する基本方針（抄）

〔平成13年12月28日
閣議決定〕

I 政策評価に関する基本計画の指針

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

- ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により生じると見込まれる政策効果を正確として的確な政策の探査や政策の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。
- イ 事前評価について、法第9条の規定に基づき実施計画が交付された政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手続等に関する研究等、規制緩和に進み、その状況を踏まえつつ既存施設に向けた取り組みのとす研究等により得られた知見を以後の事前評価に反映する算次の開催決定の趣旨を踏まえ、政策評価面に必要な情報・データの収集を進め、積極的に実施に向けた取り組みのとする。
- ウ 事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めているものとする。

その際、規制の新設審査(※)を行うこととされている各府省の人臣官房等、内閣法務局、総務省行政審理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行ふとともに、規制改革・民間開放推進会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力をすることとする。

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律によれば新たな制度を創設して規制の新設を行ふものについては、各府省は、その趣旨、目的等に照らして適切なものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行ふ旨の条項(以下「見直し条項」といふ。を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度、運営を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。)を設けることとする。

各府省は、規制の新設について、これを必要最小限とするのが妥当な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

このため、RIAの実効的な実施が行われるまでの間、各府省は、規制の新設に当たり、規制の必要性、期待される効果、予想される国民の負担等のコスト等について検討し、その検討結果を、見直し条項に基づく見直し条項に記載した結果とともに、毎通常国会終了後速やかに国民に分かりやすく公表する。

一方で、内閣法務局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所管事務に付ける手続等を執行する。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設判断等の觀点から、各府省が行う規制の設定又は改めて係に係に依る意見提出手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

(2) 規制に係る手続の見直し

① RIA導入の推進

RIAは、1980年代以降、米国、英国土等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関における政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく「政策評価」(平成13年12月28日閣議決定)において、規制による政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされおり、その着眼点を着実に推進する意図があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、RIAの手法は、規制導入時ににおける透明性や説明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有用であるから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下の2点を推進する。

ア RIAについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開拓された観点において、行政機関が行政政策の評価に関する法律の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的ないRJAの実施措置を把頭・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進するような知見・情報等を各府省に対して提供することや開拓研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開拓に努めることとする。

また、各府省において、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開拓の推進に努めることとする。

イ RIAが客觀性を持ち得るために、可能な限り定量化かつ詳細な分析が必要であるが、その分析手法が確立していない現時点においては、一律に定量かつ詳細な分析を義務付けることは行政コストを削減させのみで有益に及ばない。

じたがって、當面、RIAについては、諸外国の例を参考にしつつ分析項目のみ提示し、内容面については徐々に充実させていくことが適当である。また、定期的なレビューの実施に資するため、レビューや定期見直す条件等を盛り込むことが適当である。

項目例としては、以下の項目が考えられる。

(ア)規制の目的、必要性等を含む。

(イ)規制の費用分析(規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計)

(ウ)規制の便益分析(規制実施による産業界や国民への便益、社会的便益の推計)

(エ)想定できる代替手段との比較考量

(オ)規制を見直す条件

(カ)レビューを行ふ時期

II 16年度重点計画事項

(分野横断的な視点)

14 規制の見直し基準の策定等

2 規制影響分析(RIA)の業務付けに向けた規制の推進平成16年度以降段階的実施
見直し基準の策定及び策定された見直し規制の見直しに当たっては、現在関係府省において試行的に実施している定期影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)の手法を活用することが重要と考えられる。

規制改革・民間開放推進会議においては、総務省と連携してこれを推進しており、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施委嘱」を策定し、各府省の取組の実施を図っているところである。また、物価安在政策会議においては、公世科企分野におけるRIAガイドラインの策定に取り組んでいるところである。

平成16年度の業務付けに向けた醸金研究所等に、規制改革・民間開放会議及び総務省と連携し、RIAの試行的実施や規制の
また、総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点から、その評価手法の開拓の進捗に努めているところであるが、平成17年度においては、規制改革・民間開放会議と連携し、16年度から各府省において実施されている試行的ないRJAの実施状況を逐やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開拓された時点まで行政機関が行政政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)の伴組みの下で規制の早期評価を早期に義務付けるための取組を進め、(Ⅲ基本ア①b)

9 政策評価制度に関する見直しの方向性（抄）

平成 17 年 6 月 17 日
総務省

II 今後の課題と対応方策

2 重要政策に関する評価の徹底

（規制の事前評価の義務付けに向けた取組）

規制影響分析（Regulatory Impact Analysis：RIA）は、規則の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客觀性と透明性の向上を目指す手法である。「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）に基づき、各府省において平成 16 年度から試行的に実施され、17 年 4 月までに 41 件が実施されたところである。

また、平成 17 年 3 月 25 日に改定された同計画においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、試行的な RIA の実施状況を速やかに把握・分析し、その結果をまとめるとともに、これまで得られた知見・情報等の各所への提供や調査研究等に、質権的・実効的に取り組み、評価手法が開発されれた時点で行政機関が行う政策の評価面に適用する活性化の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けたための取組が進められたところである。

このため、総務省において、各府省が平成 16 年度から行っている試行的な RIA の実施状況を早急に取りまとめ、公表することとする。

また、今後、各府省が行つた試行的な RIA についてより詳細に分析し、評価手法の開発の進捗状況について検証するとともに、事前評価を義務付ける枠組の会員的・実効的な範囲や評価を実施する時点など中期幾歩かけに向けた具体的な枠組みの検討を行うこととする。

規制影響分析（RIA）の試行的実施状況について

（Regulatory Impact Analysis）

平成 17 年 6 月 29 日
総務省行政評議局

10 規制影響分析（RIA）の試行的実施状況について（延繰）

RIA については、各府省において平成 16 年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

（「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定））

平成 17 年 6 月 10 日現在、10 府省で 79 件を実施

※ RIA とは…規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客觀性と透明性の向上を目指す手法。

総務省は、……試行的な RIA の実施状況を速やかに把握・分析し、……「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。

（「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定、17 年 3 月 25 日改定））

上記 79 件の概要を取りまとめ、公表。

※ 「規制影響分析（RIA）の試行的実施に関する実施要領」（平成 16 年 8 月内閣府規制改革・民間開放推進室）の項目に沿って概要を取りまとめ。

1 根拠法令別の実施状況

実施要領:可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、軽微等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)(以下「パブリック・コメント手続」という。)を行わなかったものについてはこの限りでない。

府省名	実施件数	規制の根拠法令のレベル				単位:件、%
		法律	政令	省令	告示等	
公正取引委員会	3 (3.8)	3 (100.0)	—	—	—	
国家公安委員会・警察庁	8 (10.1)	6 (75.0)	2 (25.0)	—	—	
総務省	7 (8.9)	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)	—	
法務省	2 (2.5)	—	—	1 (50.0)	1 (50.0)	
外務省	1 (1.3)	1 (100.0)	—	—	—	
文部科学省	9 (11.4)	—	6 (40.0)	9 (60.0)	—	
農林水産省	10 (12.7)	7 (70.0)	3 (30.0)	—	—	
経済産業省	18 (22.8)	1 (4.8)	2 (9.5)	15 (71.4)	3 (14.3)	
国土交通省	7 (8.9)	6 (85.7)	1 (14.3)	—	—	
環境省	14 (17.7)	11 (78.6)	3 (21.4)	—	—	
計	79 (100.0)	37 (42.1)	20 (22.7)	27 (30.7)	4 (4.5)	

(注) 根拠法令のレベルが複数に該当するものが9件ある。

2 実施内容

○ 規制の目的・内容(規制の新設、廃止等別に区分)

実施要領:可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。

規制の新設		規制の追加、強化、拡充	規制の緩和	規制の廃止	単位:件、%
21 (26.2)		42 (52.5)	14 (17.5)	3 (3.8)	

(注) 「規制の新設」と「規制の緩和」の両方に該当するものが1件ある。

16

○ 想定される効果

実施要領:想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。

効果を記載している		効果を記載していない	単位:件、%
定量的に記載	定性的に記載		
3 (3.7)	76 (96.3)	0 (0.0)	

○ 想定される負担

実施要領:想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

負担を記載している			負担を記載していない	単位:件、%
定性的に記載	定量的に記載	現状より負担が増大することは想定されない等と記載		
6 (7.5)	61 (76.3)	9 (11.2)	4 (5.0)	

(注) 1 「定性的に記載」と「負担を記載していない」の両方に該当するものが1件ある。

2 「現状より負担が増大することは想定されない等と記載」9件は、現状より負担が増大することは想定されない、想定される負担なしとするもので、その目的・内容別の内訳は、「規制の新設」2件、「規制の追加等」4件、「規制の緩和」2件及び「規制の廃止」1件

3 「負担を記載していない」4件の目的・内容別の内訳は、「規制の緩和」2件及び「規制の廃止」2件

17

○ 代替手段との比較考量

実施要領:想定できる代替手段を提示し、……設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。

なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。

また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

単位:件、%

代替手段との比較考量を実施している						代替手段との比較考量を実施していない
現状維持と比較考量	現状維持及び規制緩和と比較考量	現状維持及びその他の代替手段と比較考量	規制緩和と比較考量	その他の代替手段と比較考量	その他	
36 (45.6)	11 (13.9)	1 (1.3)	3 (3.8)	18 (22.8)	7 (8.8)	3 (3.8)

(注)1 「代替手段との比較考量を実施していない」3件は、「想定される代替手段がない」とするもの1件、「特になし」とするもの2件

2 「その他」7件は、他の項目で現状維持との比較考量を行っているとするもの

○ 有識者の見解等

実施要領:審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

単位:件、%

有識者の見解等を記載している		審議会等への付議予定を記載している	記載していない
有識者の見解を記載	審議会等の報告書等を記載		
6 (7.6)	35 (44.3)	1 (1.3)	37 (46.8)

○ 一定期間経過後の見直し(レビュー)

実施要領:RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

単位:件、%

レビューを行う予定であると記載		レビューを行う予定がないと記載	レビューについて記載していない
レビュー時期を特定	レビュー時期を不特定		
42 (53.2)	25 (31.6)	1 (1.3)	11 (13.9)

(注)1 「レビュー時期を特定」42件は、レビュー実施年度を明記しているもの

2 「レビュー時期を不特定」25件は、「条約改正時に行う」などとしているもの

3 「レビューを行う予定はないと記載」1件は、「規制の緩和」を内容とするもの

3 実施時期

実施要領:RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布(廃止)時

※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行なうことが望ましい。

(根拠法令が法律)

単位:件、%

当該法律審議時	当該法律公布時	当該法律施行時	計
35 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	36 (100.0)

実施要領:RIAは、以下の定める時期までに行わなければならないこととする。

イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時

※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時までに当該規制を修正する場合は、その時点改めてRIAを行うものとする。

(根拠法令が政省令等)

単位:件、%

パブリック・コメント実施前	パブリック・コメント実施時	当該規制決定時	当該規制導入時	計
38 (88.4)	5 (11.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	43 (100.0)

(参考)
規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領(抄)
(平成16年8月13日内閣府規制改革・民間開放推進室)

1. 目的等

規制影響分析(RIA)の試行的実施は、規制に係る政策評価についての評価手法の開発及び規制改革の一層の推進に資することを目的として行う。
この実施要領は、RIAについて、その試行的実施のための基本的な指針を定めるものである。

2. 実施細則

(1) 対象

RIAは、可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、特例等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)(以下「パブリック・コメント手続」という。)を行わなかったものについてはこの限りでない。

(2) 実施時期

- ① RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。
 - ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布(廃止)時
 - ※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行なうことが望ましい。
 - イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時
 - ※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時までに当該規制を修正する場合は、その時点で改めてRIAを行うものとする。
 - ウ 法律による見直し等の検討が加えられている規制については、当該検討結果の公表時
- ② RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

(3) 分析項目

当面、分析項目は、規制の内容・目的、期待される効果、想定される負担、想定できる代替手段等との比較考量、レビューを行う時期等とし、(略)とする。

各分析項目についての具体的な分析事項例は以下のとおり。

- ① 規制の内容・目的
 - 当該規制についての簡単な内容、また導入の目的・必要性を記載するとともに、当該規制の根拠条文を明示。
 - (規制の緩和の場合は、当該規制緩和の内容・目的等を記載するとともに、緩和後の規制について、なおその規制が必要である理由を記載)
- ② 期待される効果
 - 当該規制に際し、規制実施による関連業界や国民への便益、社会的便益という観点から、その効果について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。
 - なお、「効果」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

③ 想定される負担

- 当該規制に際し、規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストという観点から、国民等への負担について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。
- なお、「負担」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

④ 想定できる代替手段との比較考量

- 想定できる代替手段を提示し、当該代替手段についても上記②、③の分析を行い、設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。

なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。

また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

⑤ 備考

- 設定・改正しようとする規制に際し審議した審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

⑥ レビューを行う時期

- 規制は、社会経済情勢の変化に応じ、不斷に見直されるべきであることから、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断することが望まれる。

この観点から、当該規制を行う時期として、当該規制の施行後5年を超えない期間を設定。

(4) 分析の程度

- 分析の程度については、RIAの試行的実施等を通じて検討すべき事項であることから、当面、定量的/定性的という点も含め、RIAを実施する府省の判断にゆだねるものとする。

なお、総務省は、内閣府規制改革・民間開放推進室と連携しつつ、分析手法の開発・向上に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することとする。

(5) RIAの公表等

- RIAを実施した府省は、速やかにその結果を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知するとともに、原則としてインターネットにより公表しなければならないこととする。

なお、内閣府規制改革・民間開放推進室は、RIAの結果等を各府省より得たときは、速やかにこれを総務省に回報することとする。

3. 附則

RIAの試行的実施は、平成16年10月1日より行うものとする。また、本実施要領については、平成17年3月31日までの間に必要な検討を加えるものとする。

○各府省におけるRIA試行結果について、総務省行政評価局が参考事例を整理した

平成17年8月現在

想定される効果

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される効果の内容(抜粋)	備考
独占禁止法違反行為に対する課徴金算定額の公正取引規範(1)	独占禁止法違反行為に対する課徴金算定率は6%。	課徴金算定率を10%に引き上げる(違反行為を繰り返した場合は15%)。	過去のカルテル・不正競争を分析・推計すると、平均16.5%（約旦割の基準で8%以上）の不当利得があるとみられるため、課徴金算定率を6%から10%に引き上げる（違反行為を繰り返した場合は、15%）ことにより、独占禁止法違反行為が抑止される。	十分な効果が発生する規制水準を数量的に明示。
危険物地下貯蔵タンクに係るタンク専用室以外の設置方法の廃止(14)	地下に埋設する危険物タンクについては、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。	地下貯蔵タンクについてタンク専用室の省略を禁止する。	(参考) 過去5年間（平成10年～14年）の施設1万件あたりの年間事故発生率 ・タンク専用室または二重殻タンクに設置したもの：0.00 ・タンク専用室以外の方法で設置したもの：0.34	事故発生率の減少という効果を説明するにあたり、過去の事故発生率を参考として明示。
放射性同位元素等の移動使用の対象と使用目的の追加(24)	届出で足りることとする放射性同位元素等の移動使用のために、「物の組成の調査」が除外されている（使用場所に変更の都度、許可が必要）等。	届出で足りることとする放射性同位元素等の移動使用のために、「物の組成の調査」を追加する等。	（受益者：約50事業所（非破壊検査業者）非破壊検査件数年間約2,000件）	規制緩和による受益事業者数を明示。

想定される負担

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
危険物地下貯蔵タンクに係るタンク専用室以外の設置方法の廃止(14)	地下に埋設する危険物タンクについては、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。	地下貯蔵タンクについてタンク専用室の省略を禁止する。	タンク室省略工事と比較して、概ね、タンク室設置工事は1.5～2.0倍、二重殻タンク（SF）にあっては1.05倍～1.2倍の工事費が必要となる。 (追加コスト) 設置費用の例 二重殻タンク 約550万円 専用タンク室設置地下貯蔵タンク 約750万円 二重殻タンクについては、危険物の規制に関する規則第62条の5の2により、その外殻を3年に1回、漏れの点検を実施することが必要。（追加コスト） (参考) 設置30年後までの点検コスト ・二重殻タンク 3万円×（30年÷3年）＝30万円 ・二重殻タンク以外 5万円×（15年÷3年）+5万円×15年＝100万円 ※二重殻タンクの方が約70万円程度の負担の軽減が得られる。	規制強化による事業者の負担の増減を初期コストと併せて明示。
工事担任者養成課程の認定基準の緩和(16)	工事担任者養成課程の授業方法としては、面接授業によるものしか認めない。	工事担任者養成課程の授業方法について、多様なメディアを利用した授業についても認める。	養成課程実施者において、多様なメディアを利用した授業に必要な設備等の調達経費が必要。媒体、機器構成等により変動すると思われるが、仮にインターネットを利用して行う場合の初期コストは2億円程度と考えられる。	規制緩和の受益事業者の所要経費（初期コスト）を明示。
施設検査、定期検査の対象の見直し等(26)	施設検査を必要とする使用・貯蔵等数量（密封された放射性同位元素） ・貯蔵能力が	施設検査を必要とする使用・貯蔵等数量（密封された放射性同位元素） ・1個（1台）で10TBq	新たに検査の対象となる事業者の検査のためのコストは増加する。施設検査、定期検査の1回当たりの手数料は、国が直接検査を実施した場合の手数料に照らば、25万円程度となる。登録検査機関制度では複数の機関の登録が可能であるため、手数料の適時の見直しや定期確認と同時に受けた場合等の彈力的な料金設定が想定される。これらにより、実際	規制強化による事業者の負担を初期コストと併せて明示。

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
	37TBq以上	以上 ・貯蔵能力が10TBq以上 (密封されていない放射性同位元素) ・貯蔵能力が740MBq以上	の手数料は適正な価格に収束していくものと考えられる。(遵守コスト)今後検査の対象でなくなる事業者は、施設検査、定期検査に係るコストが解消されることとなる。 ○ 密封された放射性同位元素について、從来検査対象ではなく、新たに検査対象となる放射性同位元素を使用している使用者 約40事業所 ○ 密封されていない放射性同位元素について、從来検査対象ではなく、新たに検査対象となる貯蔵能力を有している使用者 約140事業所 ○ 従来検査対象であり、改正後は検査対象ではない貯蔵能力等の使用者 約40事業者	なるコストにより数量的(検査手数料)に明示。 規制強化により負担増となる事業者数と規制緩和により負担減となる事業者数を明示。
	定期検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素)	定期検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素) ・貯蔵能力が111TBq以上	定期検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封されていない放射性同位元素) ・貯蔵能力が740MBq以上	
	高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定の対象の拡大 (文部科学省)(30)	全日制高等学校では、高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定は認められていない。	全日制高等学校においても、高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定を可能とする。	規制緩和の受益者の所要経費(受験料等)を明示。
	農業協同組合法における子会社等調査の対象の	農業協同組合に対する検査・監査に当たって、被検査・監査組合	被検査・監査対象組合の業務及び会計の状況等を検証する上で必要な限度で、実質支配組合は検査等を受ける義務が生じる。(検査官等3人以上で、実質支配組合会の5日程度)	規制強化による事業者の負担を改

24

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
拡大 (31) く森林水道が>	合が実質的に支配する農業協同組合連合会(以下「実質支配連合会」という。)の経営内容の情報は、任意の提供に委ねている。	経営内容も含め、検査対象とする。		量的(検査延べ日数)に明示。
水産業協同組合法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基準 (33) く森林水道が>	貯金等の合計額500億円以上の漁業協同組合等については、常勤監事の設置が義務付けられている。	常勤監事の設置義務を、貯金等の合計額200億円以上の漁業協同組合等に拡充する(既符合化)。	新たに常勤監事の設置が義務付けられる漁協等において、次の遵守コストの発生が予想される。 常勤監事の設置に要する年間経費増加額: 約500万円(全34沿漁連の平成15年度の常勤監事に対する報酬の平均額) なお、 ① 平成17年4月1日において当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数: 2漁協 ② ①以降、平成19年度までに当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数: 2~3漁協	規制強化による事業者の負担を数的(人件費)に明示。 規制強化により負担が生じる事業者数を明示。

25

代替手段との比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
液化石油ガス器具等(高圧ホース、カップリング付高圧ホースを規制対象品目に加えるとともに、これに対応する技術基準も規定する旨充てん規制品目充てん等による技術基準の改正 く経済産業省>(42)	カップリング付高圧ホースは、規制対象品目に加えるとともに、これに対応する技術基準も規定されない。	カップリング付高圧ホースを規制対象品目に加えるとともに、これに対応する技術基準も規定する。	代替手段としては、現状維持及び民間自主規格が考えられるが、安全機器を規制の対象として、その安全性の確保を義務化することにより、基準策定や届出に係る行政コストや事業者によるコスト増加が想定されるものの、重大な社会的影響が与え得る質量販売独特の事故の低減が迅速かつ確実に図られる。また、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるだけでなく、体積販売においても容器交換時のヒューマンエラー事故防止、配達の合理化にも寄与する。 ※ 検討要素ごとに、◎、○、△で、メリット、デメリットを比較	規制以外の手段(民間自主規格)と比較
性風俗関連特殊営業を営む者に對する届出受理書の備付け及び提示義務 く厚生省>(9)	性風俗関連特殊営業を営む者は、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判別することができる(仕組みが構築されていない)。	公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営む者から届出書の提出があったときは、当該届出書の提出時に届出受理書を交付する。性風俗関連特殊営業を営む者は、届出受理書、その営業所等に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととする。	代替手段としては、「公安委員会が届出書を提出した業者の一覧表を作成し、公表する」ことが考えられるが、その場合、届出受理書の交付と同じに、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判断できるが、関係者にとって、公安委員会に赴いて一覧表を閲覧することやホームページ上で届出書を提出した業者を検索することは、性風俗関連特殊営業を営む者に届出受理書の提示を求めるに比べて負担が重く、また、ホームページの更新等の行政コストも届出受理書の交付に比べて大きい。	規制以外の手段(行政側による届出業者の公表)と比較
中型自動車によ る違反行為による自動車の種類	新たに自動車の種類	中型自動車に係る便 用制限命令の期間を定めること	代替手段としては、「中型自動車の運転者が違反行為をした場合における違反行為を防ぐため、運転者が常習的に違反行為をした場合における使用制限命令の期間を定める必要がある。	他の規制

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
る違反行為に対する使用制限命令の期間 く厚生省>(10)	として中型自動車(車両総重量5t以上11t未満)が設けられたため、これに対応し、運転者が常習的に違反行為をした場合における使用制限命令の期間を定める必要がある。	用制限命令の期間を人間3ヶ月と同一期間とする。	「使用制限命令の期間を大型自動車に係るものよりも短縮する」ことが最も短い期間)と比較されるが、その場合、中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれには、大型自動車による違反行為と同様であるにもかかわらず、常習的な違反行為の抑止が不十分となる。	
紛失旅券に関する届出による失効制度の導入 く文部省>(21)	紛失した旅券が大抵するのは、当該旅券の再発給申請に係る旅券が再発行され、又は、紛失した旅券にて代えて帰国のために航空券が発行された場合に限られている。	紛失した旅券の届出に基づき当該旅券を大抵させることとともに、その際の旅券を義務付ける。	代替手段としては、「届出の際の出頭を義務付けず、郵送やオンラインでの届出を認める」が考えられる。その場合でも、紛失旅券を失効できるか、第三者による届出による不正失効の可能性があり、旅券の正当な所有人の出入国が阻害され海外における諸活動に重大な支障を及ぼす可能性がある。 そこで、不正な届出を防止し、日本旅券の国際的信用を維持し、もって国民の円滑かつ安全な海外渡航を確保するためには、出頭を義務付けて厳格な本人確認を実施する必要があるため、本件規制を採用することで適切な失効措置を講じることが妥当と考える。	他の規制手段(郵送、オンラインでの届出)と比較
特定許可使用 く文部省>(27)	新たに安全管理の状況、許可権業者(ソフト面)を確認する者に係る定期確認の期間(くまづ)が定められため、これに対応し、定期確認を受けなければならぬ期間を定める必要がある。	定期確認を受けなければならぬ期間を定期検査(ハード面)の定期検査を受けなければならぬ期間と同じとする。 ○ 密封された放射性同位元素を使用する特定許可使用者5年ごと ○ 放射線発生装置を使用する特定許可使	代替手段としては、より長期に期間を設定することが考えられるが、許可されたものよりも、すばんな管理など取扱い(ソフト面)の安全性に起因したものが増加しており、このことからより頻繁に個々の事業者の取扱いについて、その遵守状況を確認することが必要と考えられる。他方、個々の事業者に対して定期検査(ハード面)が実施されている現状から、これと同時に定期確認が行えるよう期間を設定することにより、定期確認のためのコストがおさえられ、より少ないコストで効果的に安全性の確保が図られると考えられるため、定期検査と同じ期間とすることが妥当と判断した。	他の規制手段(より長い期間)と比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
		用者 5年ごと ○ 密封されていない放射性同位元素を使用する特定許可使用者 3年ごと ○ 許可廃棄業者 3年ごと		
第2種特定海洋生物資源の指定 (<u>環境省</u>) (32)	「いかなご」と「やりいか」については、漁獲努力量の給量管理制度の対象資源(第2種特定海洋生物資源)とされていない。	「いかなご」と「やりいか」を第2種特定海洋生物資源に追加する。	代替手段としては、第1種特定海洋生物資源に指定し漁獲量を削減する方法が考えられるが、「いかなご」と「やりいか」のように資源量の変動が激しい魚種又は推定資源量に相当な幅がある魚種については、過剰に漁獲を抑制したり、過剰に漁獲してしまう可能性がある。	他の規制手段(漁獲量を削減する方法)と比較
水産業協同組合法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基準 (<u>農林水産省</u>) (33)	貯金等の合計額500億円以上の漁業協同組合等については、常勤監事の設置が義務付けられている。	常勤監事の設置義務を、貯金等の合計額200億円以上の漁業協同組合等に拡充する(厳格化)。	代替手段としては、外部監査機能の強化が考えられるが、外部監査機能の強化については、既に、平成16年4月1日に実施基準の厳格化を実施しているところであります。外部監査と内部監査の実施水準のバランスを図ることが適切であると考えられることから、今回、内部監査の機能強化を図るものである。	他の規制手段(外部監査機能の強化)と比較
JISマーク表示制度における登録認証機関の登録有効期間 (<u>経済産業省</u>)	現在のJISマーク表示制度の認証主体は国(指定認定機関)であり、登録認証機関の規定はない。	新JISマーク表示制度の認証主体は、民間の登録認証機関となるため、その登録の有効期間を4年とする。	代替手段としては、「3年以上4年末満」及び「4年超」が考えられるが、認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議で定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイドラインでは、認定の更新期間を4年とすることが推奨されている。これと整合させることにより、この制度の信頼性が国際的にも認知され得るものとなり、国際的なワンストップ・テストイン	他の規制手段(より長い期間・短い期間)と比較
(45)			グの実現を容易にし、ひいては製品認証に関する社会的なコストの低減を図ることが容易になる。	
第一種特定化学物質の指定 (<u>環境省</u>) (67)	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール及びヘキサクロロブチ-1, 3-ジエンの2物質は、第一種特定化学物質に指定されていない。	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール及びヘキサクロロブチ-1, 3-ジエンの2物質を、第一種特定化学物質に指定する。	代替手段として、製造・輸入を認めつつ、使用、廃棄段階で環境への排出を一定量以下に規制する方法も考えられる。しかし、本件化学物質は難分解性、高遷移性かつ人への長期毒性を有し、一旦環境中に放出された場合には長期にわたって環境を汚染し人の健康を損なうおそれがある一方、現時点では製造・輸入が行われないと考えられることから、製造・輸入を規制(事実上禁止)することが効果的かつ効率的と考えられる。	他の規制手段(排出規制)と比較
産業廃棄物管理条例の保存の義務付け (<u>環境省</u>) (68)	省令で産業廃棄物管理条例の保存は義務付けられていたが、違反した業者に罰則を科していない。	法律で産業廃棄物管理条例の保存を義務付けるとともに、違反した業者に罰則を科すこととする。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し産業廃棄物管理条例の保存を奨励することが考えられるが、処理業者が保存することにより不利益を生ずると判断した場合は、恣意的に産業廃棄物管理条例を差分するおそれがあり、その場合は排出事業者責任の追及が困難になる。従って、処理業者の業務負担の増加も見込まれないため、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。	規制以外の手段(行政指導・普及啓発等)と比較
欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け (<u>環境省</u>) (70)	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者を行政(許可権者)が把握する仕組みが構築されていない。	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者は、その旨を行政(許可権者)に届け出ることを義務付ける。	代替手段として、一定期間ごとに許可業者・施設設置者が欠格要件に該当しているかを行政が確認することが考えられるが、業者・施設設置者の役員や政府で定める使用人等について、網羅的に犯歴照会等を行う必要があり、行政の負担が大きく、非効率である。従って、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。	規制以外の手段(行政側の自発的確認)と比較
平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の維持管理積立金制度の対象への追加	平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場は、維持管理積立金制度の対象となっていない。	平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場を、維持管理積立金制度の対象とし、積み立てを義務付ける。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し積立金を奨励することが考えられるが、廃棄物の最終処分業は、収益が発生する時期(埋め立てている時期)と専ら費用が発生する時期(埋め立て終了の管理期間)にギャップがあることから、行政指導又は普及啓発等では、専ら費用が発生する時期に十分な積立てがなされないおそれが高い。従って、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられ	規制以外の手段(行政指導・普及啓発等)と比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
く環境省>(73)			る。	
特定原動機の型式指定 く環境省>(74)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車に係る特定原動機の型式指定制度を導入する。	代替手段として、型式を指定せず個別の確認を求めることも考えられるが、特定原動機技術基準を満たしているかどうかを特定特殊自動車製作等事業者及び使用者が判断することが困難になることが考えられ、型式を指定する方が効率的かつ効率的と考えられる。 また、型式指定を義務付けることも考えられるが、技術基準を満たしていないものの使用を禁止していることから、製作者及び輸入者に対する過剰規制となると考えられる。	他の規制手段(個別確認及び型式指定の義務付け)と比較
特定特殊自動車の型式届出 く環境省>(75)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車の型式届出制度を導入する。	代替手段として、型式の指定を行うことも考えられるが、事業者が自ら基準に適合していることを検査し、確認する型式届出よりも事業者の負担が重くなる。 型式の届出もせず個別の確認を求めることも考えられるが、特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかを使用者が判断することが困難になることが考えられる。	他の規制手段(型式指定及び個別確認)と比較
特定特殊自動車の使用的制限 く環境省>(76)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	基準適合表示又は 少数特例表示が付されている特定特殊自動車でなければ使用を認めない。	代替手段として、基準に適合しない特定特殊自動車の販売を禁止する販売規制とすることも考えられる。 しかし、販売規制とした場合、経済活動を直接に規制することになる上販売された後の不正改造、故障等に対応できない。また、公道を走行する(オンライン)の特殊自動車は使用規制となっていることから、同一の特殊自動車であっても公道の走行の有無によって規制手法が異なることなり、法的安定性を害する。このため本法律のような使用規制の方が合理的である。	他の規制手段(販売規制)と比較
特定原動機検査機関の登録 く環境省>(77)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車に係る特定原動機の型式指定制度の導入に当たって、検査を登録機関が	代替手段として、何らの制限なく特定原動機検査を行ふことができるとするこどや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定原動機技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・制」と比較	規制しない場合及び他の規制手段(指定法人制)と比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
	いない。	行うことができるこどする。	どうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・制」と比較	
特定特殊自動車検査機関の登録 く環境省>(78)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車の型式届出制度の導入に当たって、確認を登録機関が行うことができるこどする。	代替手段として、何らの制限なく特定特殊自動車検査を行ふことができるとするこどや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・制」と比較	規制しない場合及び他の規制手段(指定法人制)と比較

有識者の見解等				
規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
性風俗関連特殊営業を當心者に対する届出受理書の償付け及び提示義務 く夢寐テノ(9)	性風俗関連特殊営業を當む者が、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判別することができる仕組みが構築されていない。	公安委員会は、性風俗関連特殊営業を當もうとする者から届出書の提出があつたときは、当該届出書の提出者に届出受理書を交付することとする。 性風俗関連特殊営業を當む者は、届出受理書を、その営業所等に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととする。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。	研究会の結果を記載。
※(4)～(8)についても同様の記載				
紛失旅券に関する届出による失効制度の導入 く夢寐テノ(21)	紛失した旅券が失効するのは、当該旅券の再発給申請に係る旅券が再発行され、又は、紛失した旅券に代えて帰国のための渡航書が発行された場合に限られている。	紛失した旅券の届出に基づき当該旅券を失効させることとともに、その際の旅券主義人の出頭を義務付ける。	平成16年10月の海外交流審議会答申において、「渡航文書に関する犯罪防止への国際的取組みに貢献し、日本旅券の偽悪性を高め、もっと国民の円滑な海外渡航を確保すること」になっている。	審議会等の答申内容等を記載。
下水道に接続する事業者に対する事故時の措置の義務付け等	特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生しても、特定事業場から特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生した場合、特定事業場はすべき施設として「工場等の事業者が水質事故発生時に即時措置を	特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生した場合、特定事業場はすべき施設として「工場等の事業者が水質事故発生時に即時措置を	平成15年4月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会の答申「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあらるべきか」において、趙	審議会等の答申内容等を記載。
規制(府省)名				
く廃土交運ガ(59)	下水を排除して公共下水道を使用する者は、応急の措置を義務付けられていない。また、公共下水道管理者に事故の概要及び講じた措置の届出も義務付けられていない。	場から下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、応急の措置を義務付けるとともに、公共下水道管理者に事故の概要及び講じた措置の届出も義務付ける。	講じ、下水道管理者への報告を義務付ける制度を整備」と記載。	
産業廃棄物管理条例保存の義務付け く廃棄ガ(68) ※(69)～(73)についても同様の記載	省令で産業廃棄物管理制度の保存は義務付けられていたが、違反した業者に罰則を科していない。	法律で産業廃棄物管理制度の保存を義務付けるとともに、違反した業者に罰則を科すこととする。	中央環境審議会「廃棄物の適正処理に関する課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「不適正処理事案における排出業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬又は処分を受託した処理業者に対し、マニフェスト(又はその写し)を保持する義務を課すとともに、義務に違反した場合は措置命令の対象者として追加し、直罰を科すべきである」とされている。	審議会等の答申内容等を記載。
特定原動機の型式指定 く廃棄ガ(74) ※(75)～(78)についても同様の記載	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車に係る特定原動機の型式指定制度を導入する。	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、「公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要がある」とされている。	審議会等の答申内容等を記載。
特定施設(水質基準対象施設)の追加 く廃棄ガ(79)	ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する ① 担体付き触媒の製	ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する ① 担体付き触媒の製	平成16年度ダイオキシン類未規制発生源調査検討会(平成17年2月)において、左記①から④の施設において、ダイオキシン類が非意図的に生成されることが指摘されている。	審議会等の答申内容等を記載。

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
	造の用に供する施設	造の用に供する施設		
② 使用済みの担体付 き触媒からの金属の 回収の用に供する施 設	② 使用済みの担体付 き触媒からの金属の 回収の用に供する施 設			
③ フロン類の破壊の用 に供する施設	③ フロン類の破壊の用 に供する施設			
については、特定施設 (水質基準対象施設)と 対象施設)に追加し、設 置する際の届出を義務 されていない。 また、特定施設を設 置する事業場に対し、 排出水の測定を義務付 けでない。	を特定施設(水質基準 対象施設)に追加し、設 置する際の届出を義務 付ける。 また、特定施設を設 置する事業場に対し、 排出水の測定を義務付 ける。			

(その他参考情報)

- 経済産業省では、平成16年度経済産業省事後評価実施計画に基づき、法令に基づく規制について規制影響評価を実施し、その結果を平成17年3月31日に規制影響評価書(中間・事後評価)として公表。(53法律)

なお、このうち立入検査制度を有する5法律については、別途立入検査評価を実施し、その結果を平成17年3月31日に公表。

RIA試行結果の根拠法令整理表

規制の根拠となる法令が、どのような体系となっているか、実態を6/29に公表した79件で総務省行政評価局が分析

<input type="radio"/> 法律のみ : 36 件	<input type="radio"/> 法律—政令 : 16 件	<input type="radio"/> 法律—政令—省令 : 4 件
	<input type="radio"/> 法律——省令 : 19 件	<input type="radio"/> 法律——省令—告示 : 2 件
	<input type="radio"/> 法律———告示 : 1 件	
	<input type="radio"/> 法律———省令—告示 : 1 件	

※枠で囲んだ部分はRIAの主な対象とした法令等

13 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

14 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)(抄)

(目的) 第二十九条 この法律は、行政機関が行政改革の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価的かつ効果的な実施の結果の政策への適切な反映を図るなどに、政策の評価に関する情報を公表し、もつて効率的かつ効果的な行政の推進に資するものとし、政府の有するその評議活動について国民に説明する質

(政策評価の仕方) 第3章 行政機關は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことから及ぼされる影響をいう。以下同。)を把捉し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、白々評価するなどに、その評価の結果を必ずしも常に反映させなければならない。

二、財政の現状に基づく評議(以下「財政評議」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

二、政策効果は、政策の特性に応じた合意的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。

二、政策効率は、政策の現実性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(事前評議の実効)

二、行政機關は、その所掌に關し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政策開発助成を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政策で定められたものを決定しようとするときは、事前評議を用わなければならない。

一、当該政策がその実現を以て行政上の一連の行為の実施により国民生活を発展することができるこなるまでに多額の費用を要することがあること。

二、当該政策がその実現を以て指す多額を発揮することができるこなるまでに多額の費用を要することがあること。

一 手前保険に必要な証明物共の手續その他の手前保険の方法が用意されていること。
（評価書の作成等）
二 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならぬ

い。

- 一 政策評価の対象とした政策
- 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 三 政策評価の観点
- 四 政策効果の把握の手法及びその結果
- 五 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項
- 六 政策評価を実行する場所において使用した資料その他の情報に関する事項
- 七 政策評価の結果
- 八 行政機関は、前項の規定により評議書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評議書及びその要旨を公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

11111条 行政機関の民は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、経営人臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(法第9条の政令で定める政令)

第3条 法第9条の政令で定める政令

その他の牛乳前半面を行わないこと

系をする行政機関の長(法第2条第1項においては「総務大臣」)が共同で実行する研究開発の(人文科学の研究開発であつて10年度に要する費用の全部又は一部を被る者による)のうち、

一 個々の研究開発(人文科学の研究開発であつて10年度に要する費用の全部又は一部を被る者による)のうち、

二 個々の研究開発(人文科学の研究開発であつて10年度に要する費用の全部又は一部を被る者による)のうち、

三 道路、河川その他の公の公社の用

件又は性質上公の事業を除。

四 個々の公共なる施設の事業の用

に於けるものに要する金額

五 個々の政府開発援助のうち、

に直接な関連性がある事業の運営と及び資本の調達を含む。)を目的的

とが見込まれるの及び有償の

ない上記金額、償還期間等に

法第35条第1項の政令で定めるものに

必要な金額を償付けるものに

の実施を目的とする政策

第40条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定は、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の客の公私との際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の議論経て命令等を定めようとする場合(前条第4項第五号に該当する場合を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(意見公募手続の開始等)

第41条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必要に応じて、当該意見公募手続について開示するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に附連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第42条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機間に對し提出された当該命令等の意見以下「提出意見(以下「意見」)」を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

第43条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公表)しないためにあつては、公にする行為、第5項において同じく、と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならぬ。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)

四 提出意見と考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等との差異を含む。)及びその理由

2 命令等制定機関は、前述の規定にかかわらず、必要に応じて、当該提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものとを公示することができる。この場合においては、その他の當面の後置措置なく、当該提出意見を當該命令等制定機関の本部における備付ける他の當面の方法によつて公示しなければならない。

3 命令等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公示することにして、(以下「第三項の利益を有する者」といいう。)その他の當面の方法によつて公示しなければならない。

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めない、とした場合は、その旨(別途の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとした場合にあっては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を述べやがれなければならない。

5 命令等制定機関は、第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合は、当該命令等の公示と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1項に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施したかった場合において、当該命令等自体から明らかなとき限り。

一 命令等の題名及び趣旨

(公示の方法)

第45条 第39条第1項並びに第43条第1項の規定において読み替えて使用する語合を含む。)、第4項(削除において削除する場合を含む。)及び第5項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によつて行はるものとする。

2 前項の公示に關し必要な事項は、総務大臣が定める。

附 則 (平成17年法律第73号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第8条の規定は、公布の日から施行する。

16 諸外国のRIAの取組例 ～「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」報告書（平成16年7月22日）より～

【RIA実施の範囲】

- 諸外国のRIA範囲では、下図に示されるように、義務付け対象とする規制について、①一部の規制を対象とする規制を、②規制学での検討過程を経ることとなる法化や、事業者等に多大な影響を及ぼさない規制等が扱われる等)や、③一部の規制に対しては法律細分が求められるケース(事業者等に多大な影響があるなど、規制の内容(影響の度合い)等により、規制や分析に求められる水準に応じての扱い分けを行っている。
- ただし、法律を義務付け対象としている国において、法律案は臣民を代表する議会においては法的権限に基づき規制を通じて評価されていると明確な考え方に基づいて判断がなされていること、また法律の委任に基づき規制に関する事実上の自身を詳細に規定する個別の「運用規則」や「実施手順」等についてはRIAの義務付け対象となっている。

図表 諸外国におけるRIA実施の範囲別に対象範囲

対象	諸外国におけるRIA実施の範囲別に対象範囲				
	米国	カナダ	英國	豪州	ニューランド
規制対象	下位法令 (法律対象外)	下位法令 (法律対象外)	法律・ 下位法令	法律・ 下位法令	法律・ 下位法令
年間件数	約70件	(以降の10%削減) 約1,000件	約150件	約100件	-

※ 大陸国会(2006年3月1日で定義された「Significant Regulatory Action(重要な規制)」=「Effect on the Economy(経済的影響)」)の範囲であり、金融機関化されたインバウト(すなわち規制)が大きい規制との意味である。

参考 諸外国におけるRIA実施の義務付け対象範囲（詳細）

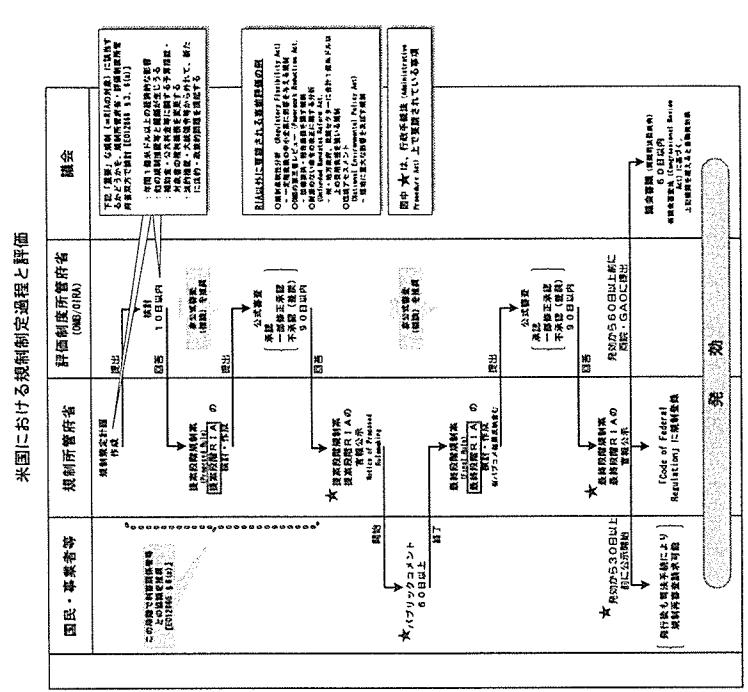
(4) 本邦	Executive Order 12866	: 手續を簡便にするもの
米国	Cabinet Office (2003), <i>Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment</i>	/ 15
英国	Cabinet Office (2003), <i>Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment</i>	/ 15
カナダ	Government of Canada, <i>Regulatory Policy</i> (1989)	/ 15
オーストラリア	Productivity Commission, <i>A Guide to Regulation</i> (1998)	/ 15
オランダ	Ministry of Commerce (1989), <i>A Guide to Preparing Regulatory Impact Statements</i>	/ 15

英國 : Cabinet Office (2003), *Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment*
 カナダ : Government of Canada (1998), *A Guide to Regulatory Impact Analysis*
 ニュージーランド : Productivity Commission (1998), *A Guide to Regulation*
 ニュージーランド : Ministry of Commerce (1999), *A Guide to Preparing Regulatory Impact Statements*

42

43

【規制制定過程】



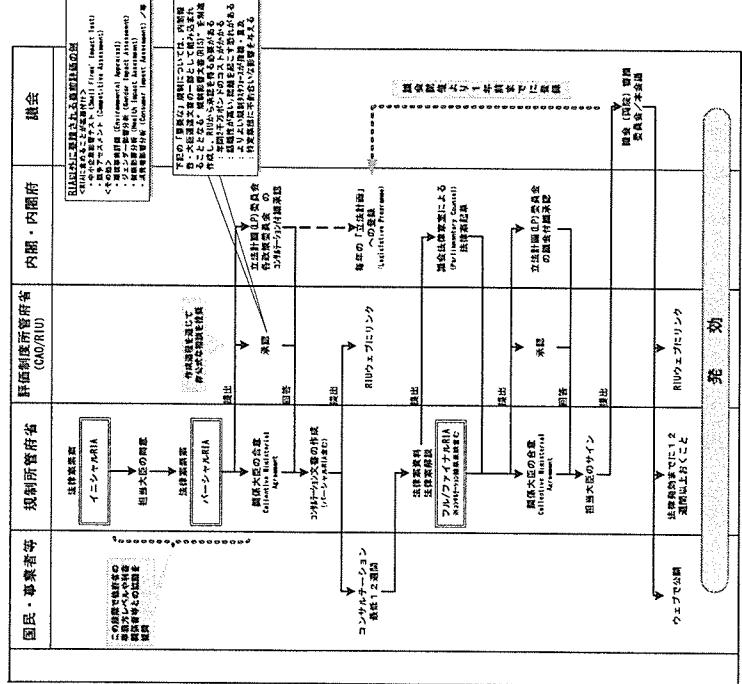
米國における機械製錬工場

英國 : Cabinet Office (2003), *Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment*
 カナダ : Government of Canada (1998), *A Guide to Regulatory Impact Analysis*
 ニュージーランド : Productivity Commission (1998), *A Guide to Regulation*
 ニュージーランド : Ministry of Commerce (1999), *A Guide to Preparing Regulatory Impact Statements*

42

43

英國における規制制定過程と評価



〔資料〕 Cabinet Office (2003), *Better Policy Making*, 同 (2003), *Guide to Legislative Procedures, 同 (2002), Impact Assessment and Appraisal* 等(二版)

三) 法律(政府提出)の標準例